

狛江市環境基本計画の改定及び 狛江市生物多様性地域戦略の策定について

【概要】

- ・ 狛江市環境基本計画(改定)

現在の計画期間:平成 25 年度～平成 31 年度(7年間)

改定期間:2ヵ年(平成 30・31 年度)

- ・ 狛江市生物多様性地域戦略(新規策定)

策定期間:3ヵ年(平成 29 年度～平成 31 年度)

※上記 2 計画の期間については今後策定が予定されている「基本構想・基本計画」に沿うものとします。

【改定及び策定の背景】

環境部門の最上位計画として平成 24 年度に改定した狛江市環境基本計画は、基本構想及び基本計画との整合性を図るとともに、狛江市が目指す環境像「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組みを推進してきました。

しかしながら、計画期間の終期となる平成 31 年度を迎えるにあたり、私たちを取り巻く生活環境や社会経済状況の急速な変化や、地球温暖化に伴う気候変動によるリスクが高まっていることを踏まえた対策が地域に求められてきています。

また、近年国内外で生物多様性保全の機運が高まっており、平成 20 年に国は生物多様性基本法を制定し、「生物多様性地域戦略」の策定を地方自治体の努力義務としました。こうした流れを受け、狛江市では自然との共生による地域社会の持続的な発展を進めるため、平成 29 年度には市内各所を対象とした基礎調査や市民参加型の啓発事業等を行ってまいりました。これらの結果を基に狛江市生物多様性地域戦略を策定し、今後も市民や事業者と協働で、地域社会として行うべき施策や取組みを進めていきたいと考えています。

これら 2 計画の改定及び策定にあたりましては、環境基本条例第 24 条に基づき設置されている市長の附属機関である環境保全審議会に諮問を行います。

【改定及び策定の要旨等】

環境基本計画

(1) 狛江市環境基本計画

狛江市環境基本条例第9条に位置づけられた計画で、基本構想の施策を環境の側面から具体化するとともに、その他関連計画と連携し、環境施策の基本的な方向性を示す。平成30・31年度をもって調査・検討・作成を行う。

(改定の考え方)

- 1 「基本構想・基本計画」その他関連計画と整合性を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）等を参考に検討・作成する。
- 2 地球温暖化対策の方向性として緩和策のほか、地域で取り組める適応策も検討する。

(2) 狛江市生物多様性地域戦略

自然との共生による地域社会の持続的な発展を進めるための計画・位置づけとして、狛江市が“生物多様性の保全と活用“の視点から目指すべき姿、目標を市民、行政で共有し、着実に実現していくために策定する。平成29年度から平成31年度にかけて、調査・検討・作成を行う。

(策定の考え方)

- 1 「基本構想・基本計画」その他関連計画と整合性を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）等を参考に検討・作成する。
- 2 「環境基本計画」及び「緑の基本計画」などの既存施策を整理し、体系化を図る。
- 3 生物多様性の保全と活用の方向性を示し、総合的かつ計画的な施策の推進を図る。

(3) その他個別計画等

狛江市環境基本計画に付随する個別計画については以下のように取りまとめる。

ア 狛江市環境保全実施計画

狛江市環境基本条例第10条に基づき、環境基本計画に位置づけた施策内容をより具体化するための計画で、計画期間を3年間とし、毎年度計画の見直しを行う。計画期間の最終年度については、狛江市環境基本計画・基本構想・基本計画その他関連計画と整合性を図る。

イ 狛江のかんきょう

毎年環境の保全等のために、市が実施した施策の概要について公表していくものであり、引き続き継続していくこととする。

ウ 狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条・第 21 条」に基づいた計画であるため、新たな国のビジョンに対応させるとともに、環境基本計画と整合性を図る。

区域施策編の策定は努力義務であるが、平成 25 年策定の環境基本計画に盛り込んだ形で策定したため、環境基本計画にあわせて改定を行う。

事務事業編の策定は義務となっており、計画期間が平成 31 年度までとなるため、最終年度より改定内容について検討・作成していく。

①市職員による環境負荷低減のための行動指針

市役所としてまちづくりを進めるにあたり、一事業者、一消費者の立場から積極的かつ率先して環境負荷の低減、地球温暖化の防止を図るために定めた指針として、引き続き継続していくこととする。

②狛江市地球温暖化対策実行計画推進状況報告書

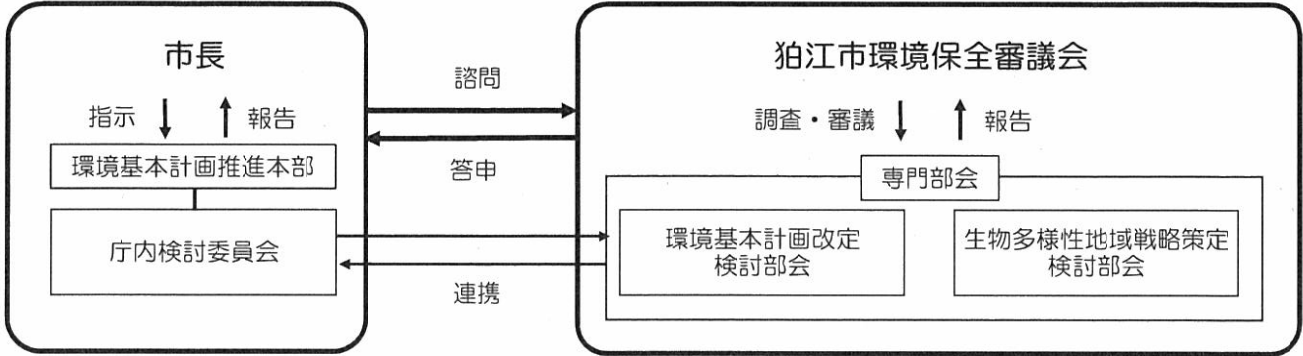
上記ウの計画の推進状況と、①の行動指針の取組状況について公表していくものである。市役所は市内の一事業所として、省エネルギーの推進、紙ごみの発生の抑制や再資源化に努めた取組状況を報告するため、引き続き継続していくこととする。

エ 地球温暖化対策報告書

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 8 条の 23」に基づくものであり、狛江市は規模的には報告義務は発生しないが、自主的な提出を今後も引き続き継続していくこととする。

狛江市環境基本計画の改定及び 狛江市生物多様性地域戦略の策定の検討体制について

1. 検討体制



2. 検討組織

①環境基本計画

ア 環境基本計画市内検討委員会

区分	所属
委員長	環境部長
副委員長	環境部環境政策課長
委員	企画財政部政策室長
	総務部総務課長
	市民生活部地域活性課長
	環境部下水道課長
	環境部清掃課長
	都市建設部道路交通課長
	都市建設部まちづくり推進課長
	教育部指導室長
教育部社会教育課長	

イ 環境基本計画改定検討部会

区分	所属
学識経験者	大学等（審議会枠）
	大学等（推進委員会枠）
事業者	エネルギー関係事業者
	市内事業者
市民	審議会枠
	推進委員会枠
	公募市民
	公募市民
市職員	環境政策課長

②生物多様性地域戦略

ア 生物多様性地域戦略市内検討委員会

区分	所属
委員長	環境部長
副委員長	環境部環境政策課長
委員	企画財政部政策室長
	市民生活部地域活性課長
	環境部下水道課長
	都市建設部まちづくり推進課長
	教育部指導室長

イ 生物多様性地域戦略策定検討部会

区分	所属
学識経験者	大学等
	大学等（審議会枠）
教育関係者	小学校長
事業者	観光協会
	商工会
	農業委員会
市民	市民団体等（審議会枠）
	市民団体等
	市民団体等
	公募市民
	公募市民
市職員	環境政策課長

3. スケジュール

別紙参照

狛江市環境基本計画の改定スケジュール

		30年度											31年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	庁議					アンケート付議							中間答申						パブコメ等付議		パブコメ回答確定			最終案付議	
2	環境基本計画推進本部	改定方針確定				推進本部							推進本部						推進本部		推進本部			推進本部	
3	①庁内検討委員会	↓			第1回会議				第2回会議			第3回会議			第4回会議		第5回会議	素案・パブコメ審議	第6回会議			第7回会議	↑		
	②環境保全審議会	平成30年度第1回会議(審問) 専門部会設置				平成30年度第2回会議			平成30年度第3回会議			平成30年度第4回会議	中間答申		平成31年度第1回会議		平成31年度第2回会議		平成31年度第3回会議			平成31年度第4回会議	↑		
	③改定検討部会(※環境保全審議会専門部会)	市民委員公募等		第1回会議					第2回会議			第3回(審議会への中間報告)		第4回会議	第5回会議	第6回会議	第7回会議	第8回会議			第9回会議				
4	市民意識調査等(アンケート・ヒアリング)				市民アンケート 事業者アンケート 町会・自治体アンケート																				
					環境団体ヒアリング 庁内ヒアリング																				
5	ワークショップ・パブコメ等																			市民説明会					
																				パブリックコメント					

【会議開催予定数と主な検討内容】

①庁内検討委員会

平成30年度:3回程度 アンケート内容の検討・基礎調査の結果報告検証・計画内容検討

平成31年度:4回程度 計画内容検討・素案作成・市民説明会等企画

②環境保全審議会

平成30年度:4回程度 専門部会設置・中間答申

平成31年度:4回程度 素案確定・市民説明会等企画・最終答申

③改定検討部会(※環境保全審議会専門部会)

平成30年度:3回程度 アンケート内容の検討・基礎調査の結果報告検証・計画内容検討

平成31年度:6回程度 計画内容検討・素案作成・市民説明会等企画

狛江市生物多様性地域戦略の策定スケジュール

		平成30年度											平成31年度												
		前期					後期						前期					後期							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	庁議	検討体制付議						アンケート付議					中間答申フォーラム付議						パブコメ等付議						最終案付議
2	環境基本計画推進本部	推進本部						推進本部					推進本部						推進本部						推進本部
3	① 庁内検討委員会					第1回会議	第2回会議					第3回会議	第4回会議					第5回会議	第6回会議					第7回会議	第8回会議
	② 環境保全審議会	平成30年度第1回会議(諮問)				平成30年度第2回会議				平成30年度第3回会議			平成30年度第4回会議	中間答申				平成31年度第1回会議	平成31年度第2回会議	素案確定・パブコメ審議	平成31年度第3回会議			平成31年度第4回会議	最終答申
	③ 策定検討部会(※環境保全審議会専門部会)	市民委員公募等				第1回会議	第2回会議	視察		第3回会議	第4回会議			第5回会議				第6回会議					第7回会議	第8回会議	
4	市民意識調査(アンケート)					設問検討	設問確定	回答期間	集計分析																
5	市民意見交換会(フォーラム)											準備	実施												
6	パブリックコメント 市民説明会・シンポジウム																			募集期間説明会 シンポジウム					

【会議開催予定数】

① 庁内検討委員会

平成30年度: 4回程度 基礎調査の結果報告検証・計画内容検討
 平成31年度: 4回程度 計画内容検討・素案作成・市民説明会等企画

② 環境保全審議会

平成30年度: 4回程度 専門部会設置・中間答申
 平成31年度: 4回程度 素案確定・市民説明会等企画・答申

③ 策定検討部会(※環境保全審議会専門部会)

平成30年度: 4回程度 基礎調査の結果報告検証・計画内容検討
 平成31年度: 4回程度 計画内容検討・素案作成・市民説明会等企画